

SDGs（持続可能な開発目標） /
ポスト 2015 年開発枠組みの最新動向と展望
～持続可能な未来への効果的な実施・ガバナンス構築に向けて



はじめに

2015年9月の国連総会での採択を前に、世界共通目標「持続可能な開発目標（SDGs）/ポスト2015年開発枠組み」の議論が大詰めを迎えている。

2014年7月には、SDGsに関するオープンワーキンググループによる成果文書が公表され、17目標・169ターゲット案が示された。また、持続可能な開発資金に関する政府間専門家委員会がファイナンスに関する最終ドラフトを2014年8月に発表。12月には、国連事務総長による統合報告書が発表された。今年1月からは、政府間交渉が開始され、7月までに計8回開催されることとなっている。今後、指標・実施手段・モニタリング等、実施に向けた議論が本格化する。

SDGs策定が決まった2012年の「リオ+20（国連持続可能な開発会議）」において、SDGsはポストMDGs（ポスト2015年開発枠組み：貧困削減目標等を設定）と整合的に統合されることが合意されている。SDGsは、国家・企業・消費者等を動かす実施手段を含む目標・指標の設定により、気候変動や生物多様性保全等の環境課題、貧困削減、失業増加・格差拡大等、現代社会が抱える幅広い課題に効果的なものとなる可能性がある。

2016年以降の実施に向けて、各国・各セクターが取組みを進めており、日本政府も、SDGs策定を機に国内政策を強化する動きを見せている。ただし、各国・各地域・各セクターにおいて、効果的にSDGsを活用・推進していくためには、課題も少なくない（SDGsと生物多様性条約交渉や気候変動条約交渉等との関係整理もその一つである）。

そこで、SDGs/ポスト2015年開発枠組みに関する最新動向を共有するとともに、今後を展望し、その策定・活用の在り方に関する政府・研究者・NGO・企業・消費者等の効果的な議論・取組み・協力を推進するために、本レポートを発行する。

本書が、持続可能な未来に向けて、SDGs/ポスト2015年開発枠組みの効果的な策定・実施・ガバナンス構築に向けた一助となれば幸いである。

目次

はじめに	P1
目次	P2
I. 論考編	P3
1. SDGsの最新動向・今後のプロセス・課題	P4
國學院大學教授 古沢広祐 名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程 小林邦彦	
2. 第3回ポスト2015開発アジェンダに関する 政府間交渉の概要と今後の課題	P12
「環境・持続社会」研究センター(JACSES) プログラムコーディネーター 田辺有輝	
3. 目標設定によるガバナンス戦略：持続可能な開発目標の挑戦	P13
慶應義塾大学政策・メディア研究科教授 蟹江憲史	
4. 私たちみんなの課題： ポスト2015年開発枠組みに向けた市民社会の参画と連携	P16
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・マネージャー 堀江由美子	
5. 条約とSDGs～生物多様性条約を中心に～	P20
名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程 小林邦彦	
6. SDGs策定・実施における各セクターの役割・プロセスに関する提起	P24
「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 事務局長 足立治郎	
II. 資料編	P27
1. 国連「持続可能な開発目標に関するオープン・ワーキング・グループの 提案についての序論(IGES仮訳)」	

I . 論考編

SDGsの最新動向・今後のプロセス・課題

國學院大學教授 古沢広祐
名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程 小林邦彦

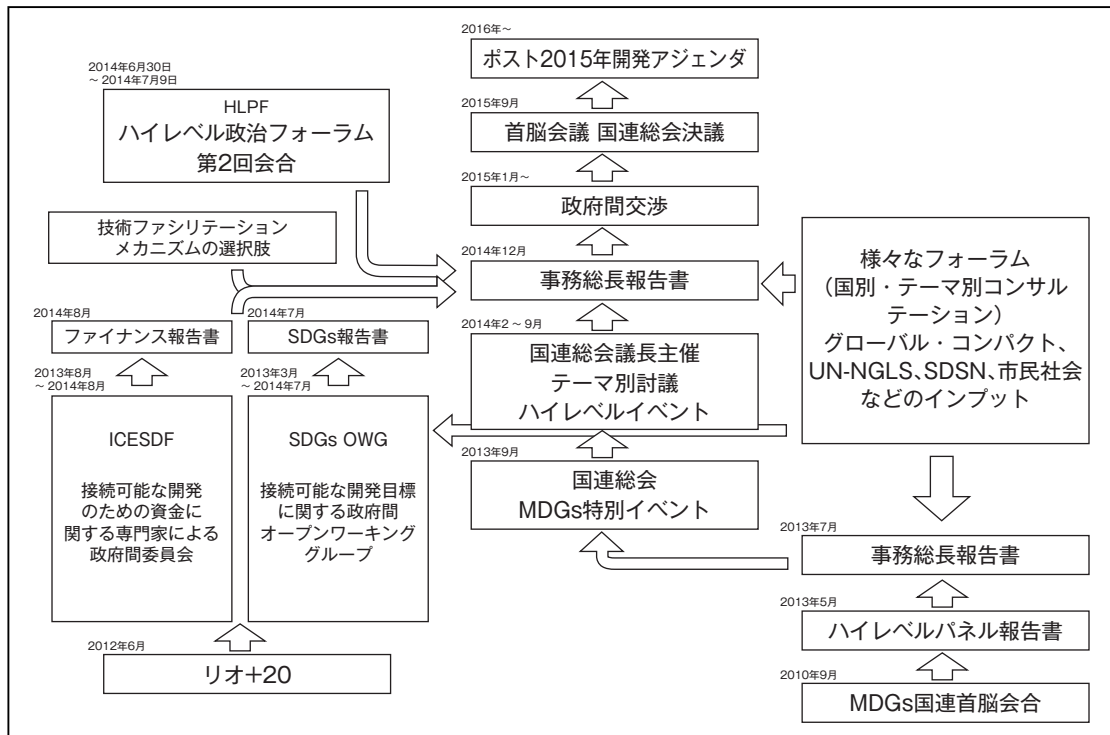
1. はじめに

極度の貧困と飢餓の撲滅等の目標を掲げたミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals、以下 MDGs) は2015年に期限を迎える。それに伴い、2015年以降の目標(持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals) /ポスト2015年開発アジェンダ、以下 SDGs)の策定が2012年6月に開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書「私たちの望む未来(The Future We Want)」の中で、正式に決定された。その策定に向け、国連の下にオープンワーキンググループ(Open Working Group、以下 OWG)が設置され、2013年3月～2014年7月まで計13回にわたってその目標案に関する検討が行われ、OWGの報告書が取りまとめられた。取りまとめられた報告書はその他のインプットと併せ、2014年12月に事務総長による統合報告書が発表された。統合報告書の発表後、2015年9月の国連総会での最終的な決定に向け、実施手段やモニタリングのあり方などについて政府間での検討が進められている。しかし、各国・各ステークホルダーがSDGs策定に向け多大な努力を積み重ねている一方で、現実世界では様々な問題も生じている。そこで、本稿ではこれまでのSDGsに関する交渉の過程及びその内容、今後の検討プロセスについて概観した後、SDGsが考慮すべき世界の基本的な矛盾構造に関する課題について考察していく。

2. SDGsの交渉過程及びその経過

人類の貧困問題を解消するために定められたMDGsが目標期限年である2015年の後どうなるかという議論が進むなか、国連持続可能な開発会議(リオ+20)でMDGsの流れを踏まえた2015年以降の目標としてSDGsを策定することが合意された。MDGsは8大目標(ゴール)、21の個別目標(ターゲット)、60の指標から構成されており、途上国の貧困問題等を解決することが最大の目的であった。しかし、SDGsは急速なグローバル化が進む中で、貧困・格差・環境問題が途上国に限定されないより広範な人類共通の問題となってきたことでリオ+20で提起された。そこで、各国は国連でOWG設置を正式に決議し、SDGsの検討を進めることとした。OWGでの交渉は、2段階に分けて実施され、第1段階(第1回～第8回)は国連加盟国、専門家、他のステークホルダーから意見を集めるストックテーキングに焦点が充てられ、第2段階(第9回～第13回)はSDGsの提案を含むOWG報告書の作成を行った(図1)。

図1：ポスト2015年開発アジェンダの策定に向けたプロセス



(小野田真二、2014、「持続可能な開発目標(SDGs)議論の経緯と今後のプロセス」『SDGsの最新動向と展望』グリーンエコノミーフォーラム、p.8)を一部修正

(1) OWGの報告書の概要

OWGが採択した報告書はSDGsの目標とSDGsの位置づけ及び経緯について記されている。SDGsは、17の目標(Goal)と169のターゲットで構成されており、環境や開発だけに限らず、実施手段や参加等のガバナンスに係る項目も含まれている(表1)。これらの採択された目標についてパラ18では、「ターゲットは、世界全体の野心的ターゲットであり、各国政府は世界的な野心のレベルを指針としつつ、国内の状況を勘案して独自の国別ターゲットを設定する。目標とターゲットは、経済、社会、環境面を統合し、あらゆる次元での持続可能な開発の達成において、これらのインターリンケージを内包するものである」としている。つまり、国連サミットで採択されたSDGsをベースに各国は国別のターゲットを設定し、経済、社会、環境の3側面を統合することとしているのである。また、SDGs策定はリオ+20の成果文書を根拠にしているが、その検討にあたってはMDGsを踏まえたものにする事とされ、MDGsの未達成事項の完了を目指すとともに、新たな課題(例えば、1. 安全な飲料水・衛生施設へのアクセスと持続可能な管理を確保(目標6)、2. インフラ整備、持続可能な工業化の推進(目標9)、3. 国内と国家間の不平等を削減(目標10)など)に対応するものという位置づけとなっている。

表1 OWGで採択された17の目標(Goal)

目標 1.	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2.	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3.	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4.	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5.	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。
目標 6.	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7.	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8.	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
目標 9.	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標 10.	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標 11.	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標 12.	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13.	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14.	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15.	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16.	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17.	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(2)国連事務総長によるポスト2015年開発アジェンダに関する統合報告書

図1にあるように、実施手段や資金について検討をしていたファイナンス委員会の報告書と併せて2014年12月末に国連事務総長によるポスト2015年開発アジェンダに関する統合報告書(A/69/700)が公表された。この報告書は翌年1月から開始される政府間交渉へのインプットとして国連総会決議68/6を経て、公表されたものである。報告書は以下6つの要素(essential elements)を示し、SDGsの実施に係る方向性を整理すると共に、SDGsの実施に向けた基本的枠組みを提供している。

(a) 尊厳：貧困根絶と格差是正

(b) 人々：健康な生活と知識、及び、女性と子どもの包括

- (c) 繁栄：力強く包括的で変革的な経済の成長
- (d) 地球：すべての社会と子孫たちのための生態系の保全
- (e) 公正：安全で平和な社会と強力な組織・制度の促進
- (f) パートナースhip：持続可能な開発のためのグローバルな団結の促進

この報告書を踏まえ、国連は以下の日程で取りまとめに向けたスケジュールを決定し、9月の国連サミットでの正式採択に向けて交渉を加速させている。

表2 SDGs政府間交渉プロセス(2015年3月30日時点)

日時	テーマ
2015年1月19-21日	➤ ストックテーキング
2015年2月17-20日	➤ 宣言
2015年3月23-27日	➤ 持続可能な目標とターゲット
2015年4月20-24日	➤ 持続可能な開発のための実施手段とグローバル・パートナーシップ
2015年5月18-22日	➤ フォローアップとレビュー
2015年6月22-25日	➤ 成果文書に関する政府間交渉
2015年7月20-24日	➤ 成果文書に関する政府間交渉
2015年7月27-31日	➤ 成果文書に関する政府間交渉
2015年9月25-27日	➤ 国連サミット

ストックテーキングをテーマにした第1回交渉会合では、「ポスト2015年開発アジェンダとSDGsの統合及び目標とターゲット」、「宣言」、「実施手段とグローバル・パートナーシップ」、「フォローアップとレビュー」、及び、「今後のプロセス」に関する意見出しが行われた。SDGs OWG成果文書の提案を巡っては、「Technical Proofing」が必要と主張する先進国側と不必要とする途上国側の意見の相違や、国連事務総長統合報告書における6つの要素の扱い方等について意見に相違がみられた。

続く、宣言をテーマにした第2回交渉会合では、共同議長が「Elements Paper」を提案し、加盟国がそのペーパーに対して意見を提出した。意見には、国連事務総長統合報告書における6つの要素の扱い、既存の主要文書や原則（共通だが差異ある責任原則を含む）への言及の要否などが挙げられ、特に後者の原則等については、注釈に言及すべきという主張がなされた。

第3回交渉会合では、SDGs OWG成果文書の扱いや、目標の数、ターゲットの簡潔化、国連事務総長統合報告書の6つの要素との関係性、また、実施手段に関するターゲットの扱い等が議論されることが予定されている（実施された交渉概要等は、次の田辺論考を参照）。

以上のように、意見等にまだまだ差異があることから、引き続き、困難な交渉が行われることが予想される。

3. 世界動向と環境レジーム形成

SDGsをめぐる議論の進捗状況やOWGの取りまとめとして採択された、17の目標と169のターゲットをみると、環境や開発だけでなく、諸領域をできるだけカバーしようとする一方、ガバナンスや能力構築・開発、資金・技術移転、参加など実践的な内容も加味されて、より包括的

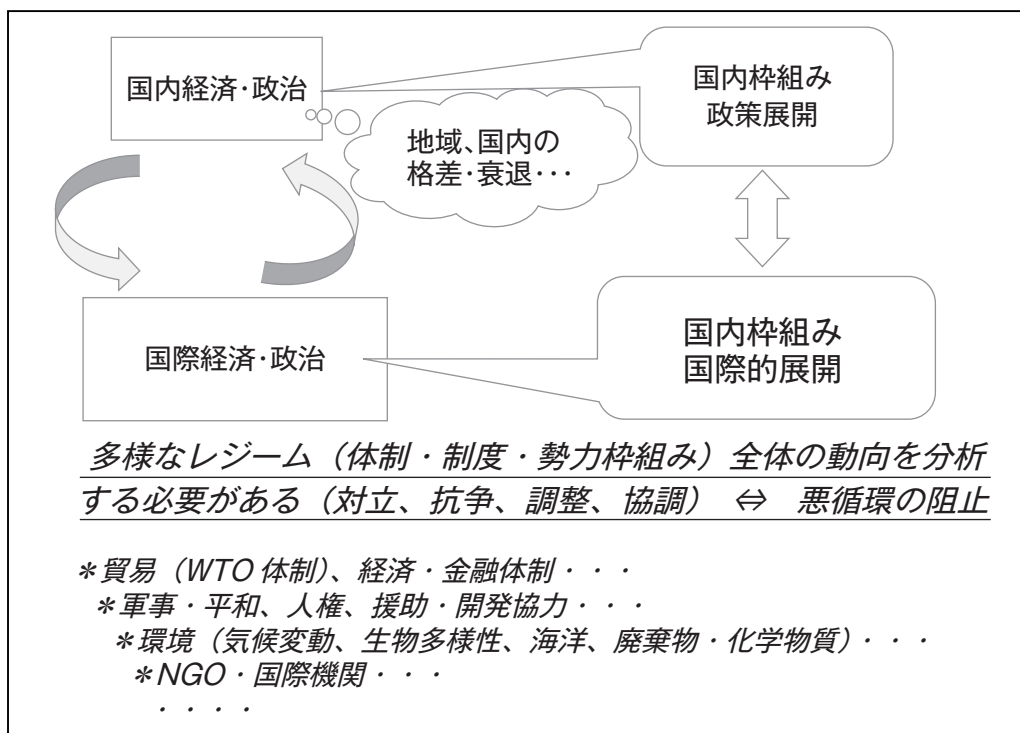
な枠組みや目標提示をめざそうとする枠組みであるということがわかる。それらは、国連事務総長統合報告書（2014年12月）で6つの基本要素（Dignity, People, Planet, Prosperity, Justice, Partnership）として象徴的に集約されている。さらにそれらをどう政治レベルにおいて具体化しSDGs目標や指標にしていくか、2015年9月の国連総会に向けて終盤戦ともいえるべき努力が継続的に積み重ねられてきている。しかしながら、議論のプロセスをみるかぎり多大な努力が積み重ねられる他方で、そうした理想を目指す動きを覆すような現実世界での出来事や諸矛盾、諸問題が生じている。

こうした理想と現実の隔たりに焦点をあて、SDGsが考慮すべき世界の基本的な矛盾構造に関する課題を考察していく。

世界の全体動向に関して、以下ではレジーム分析の視点から論じていく。レジームとは政治形態や制度、体制を意味する言葉で、国際政治学などで世界の枠組みについて国家制度を超えて形成される仕組みとして論じられてきた。レジーム概念は、近年さまざまな分野で適用されており、開発分野では援助レジームの諸形態が論じられたり、環境分野では気候変動レジームや生物多様性レジーム、農業・食料分野ではフード・レジーム論などが展開されている（古沢2010a, 2010b）。

国際的なレジーム形成の中で、国内の政治経済は大きな影響を受ける時代になっているのだが、その様子は図2に示した通りである。

図2 国際レジームと国内の政治経済の関係



以下では、そのような諸領域での勢力分析的な視点ではなく、世界動向を動かしている大きな基盤的な動きについて、とくに既存の経済レジーム（自由貿易・グローバル経済体制）に対抗的に形成されつつある環境レジームについて焦点をあてる。戦後のブレトンウッズ体制に代表されるように、これまで世界銀行やIMF（国際通貨基金）などの国際機関をはじめ先進国首脳会議（G7サミット）やGATT（関税貿易一般協定）・WTO（世界貿易機関）などの国際制度において、先進国主導による支配とコントロールがなされてきた経緯があった。そこでは、経済成長が最優先されるとともに主要国の利害を代表する産業界や金融業界の影響力が強く反映する傾向を内在させてきた。しかし、そうした経済成長（開発）路線は、地球環境の限界に直面するとともに、貧富の格

差問題や環境・資源利用などの諸矛盾の拡大を前にして、大きく揺らぎだしている。

1992年に開催された国連環境開発会議(通称、地球サミット)は、気候変動枠組条約や生物多様性条約への署名が開始される機会であったなど、新たな時代の出発を画するはずの出来事だったと捉えることができる。91年のソ連崩壊による冷戦構造が消失し、いわば地球市民的な視点に立って、環境問題や南北(格差・貧困)問題が取り込まれようとしたのである。そして、この地球サミットは気候変動枠組条約、生物多様性条約という双子と呼ぶべき国際環境条約の署名を開始したが、そこに内在する意味は重要である。気候変動枠組条約とは、石油などの枯渇性資源を使い尽くし地球の気候バランスを崩す、大量生産・大量廃棄を前提とする「化石資源依存型文明」の転換を迫るものであった。

生物多様性条約とは、実際は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、が三位一体になった矛盾含みの条約なのだが、期待としては、自然との共存・共生にむけて相互依存と循環を尊重する「生命・生態系保全文明」の構築がめざされたものと捉えることができる。絶滅危惧種や外来種の対策と言った従来の自然保護のみならず、先住民の権利や伝統的知識、遺伝資源など、今まで無視され価値がないとされてきたものが、実は非常に重要な文化的、経済的、社会的な価値をもつことを再認識させたのだった。こうした二つの条約が生まれた意味とは、まさに人類が従来の発展の在り方を転換させるための大きな契機となるものと考えられる(古沢2012c)。そして2000年の国連総会を契機にMDGsが提起されて南北問題の克服が取り込まれ、2012年の「リオ+20」でより広い目標としてSDGsに取り組むことが合意されたことで、環境と開発をめぐる2つの潮流が合流していく流れになってきたのだった。

しかし、こうした20年余の歩みは評価すべき内容を内在させつつも、実際には事態は改善どころか深刻な危機的状況をより深めているとあってよい。地球温暖化、生物多様性、森林保全などの地球環境問題の悪化は止まらず、同時多発テロ事件(2001年)や中東地域での紛争、南北間格差のみならず各国内でも貧富格差など社会的な歪みが顕在化し、ウォール街占拠に象徴される事態(1%の富者への格差批判)まで生じさせた。そして不況の克服や経済成長が強調される一方で、数千人規模のリストラ・解雇(合理化)が報道されるとその企業の株価が上昇することに象徴されるように、人々の貧困化を梃子にグローバル競争に勝ち残る弱肉強食の経済社会が出現しているかにみえる(古沢2014b)。

産業革命以来の工業生産による大量消費で豊かになった経済は、実物経済を離れてお金をどう投資し増殖させるかを先読み(先取り)して利益をうみだす「金融経済」へと移行し、世界金融危機を誘発した。その金融を救うために、巨額の財政投入で各国の財政危機を招く事態にまで至っている。先進諸国の苦境に、中国、インド、ブラジルなどの新興国の経済発展への期待が高まっているが、従来型の発展を前提にした場合は、資源や環境面での限界リスクに直面することが懸念される。こうした歪みの根源には、圧倒的な力で進展している市場経済の過度なグローバル競争がある。世界動向としては、地球環境問題や南北問題の是正をめざす環境レジーム形成の動きの一方で、グローバル市場経済のさらなる拡大・強化(グローバル経済・自由貿易レジーム)がより強力な勢力として世界を牽引しており、多くの軋轢と矛盾を激化させている。1990年代初頭、地球サミットにみられるような新たな環境レジーム形成の一方で、旧社会主義圏のみ込んだグローバル市場経済圏の急拡大が進行しており、その力関係としてはグローバル経済レジームが凌駕しているのが現状なのである。

4. 深刻化する経済的危機と社会編成の危機

しかしながら、従来のような人類の発展パターン(大量生産・消費)については問い直しが迫られており、諸矛盾への解決の糸口を見いだすべく既述したような模索が継続的に続けられてい

る。一方では、巨大に膨れ上がった世界経済は、大規模な資金フロー（グローバルマネー）で富のさらなる拡大がめざされ、富者と貧者の溝が拡がり、資源枯渇や環境悪化を招いている。92年地球サミット当時に期待された、世界の巨額の軍事費（1兆ドル規模）を貧困・環境問題の解決へと転換する方向性（平和の配当）の理想は姿を消してしまい、世界の軍事費は2000年以降、増加の一途をたどり始めている。

すなわち、冷戦終結以後の動きとして主流となったのは、経済のグローバリゼーションであり、その影響力は、環境分野以上の駆動力として世界を突き動かしてきた。それが2008年のリーマンショックで明らかになったように、金融を含む新たなグローバル経済の拡大の矛盾として表出し、足下の実物経済を揺るがせる事態に至っている。経済・社会システムの矛盾構造にメスを入れないかぎり現状の突破口は見いだせない状況に立ち至っていると思われる。矛盾構造を明らかにするには、現代資本主義システムそのものへの明晰な批判的分析とともに矛盾克服の展望を見いだす作業が求められているわけだが、それは容易な仕事ではない（Harvy2010, Piketty2014）。著者なりの簡単な現状分析として、経済的危機については以下のように解釈している。

近代社会以降の経済の拡大は、様々な商品の生産拡大（工業的な大量生産の成立）と交易の拡大（大量消費社会の形成）によってもたらされ、いわゆる工業化社会へシフト（産業資本主義として発展）する実物経済の拡大によって達成されてきた。そして20世紀後半から21世紀にかけての経済拡大の特徴は、生産をより促進する投資やそれに関連する金融商品の分野に重点が移行するマネー経済への依存傾向を強めてきた。世界経済が金融との結びつきを深めてきた状況は、「通商白書2008年版」で指摘されたとおり、世界の金融資産規模（証券・債権・公債・銀行預金の総計）は実物経済（GDP世界総額）の約3.5倍に達した（2006年度、1990年は約2倍規模だった）。とくに世界のデリバティブ（金融派生商品）の市場規模は2000年の約3倍へと急拡大し（2006年度）、その想定元本（516兆ドル）は実物経済の約10倍規模に達したのだった。実物経済がマネー経済で翻弄される世界経済構造が創り出された結果の破綻が世界金融危機だったのだが、その後に調整局面をむかえつつも規制は不十分のままにおかれ、ほぼ従来通りの構造が維持され続けている。

ここで注目したいことは、情報技術や金融工学などを駆使して、世界中の生産活動や不動産・金融資産など諸資本形態が産出する富の動向を掌握し、高度な情報の集積・管理・運用によって儲かる投資（資金運用）を操って巨額の利益を手にする金融資本主義的拡大が、国家の枠をこえて急拡大してきた点である。富の肥大化（諸資本の拡大・膨張）の高度展開様式（金融資本主義的発展）を操る現代版錬金術の時代が到来しているといっても過言ではない。それは超富裕層の台頭現象として、グローバル・スーパーリッチの時代などと呼ばれている（Freeland 2012）。2014年1月にオックスファムが出した「経済格差に関する調査報告書」でも詳細な現状分析として、「先進国と途上国の区別なく、前例のないほど格差が拡大……世界人口の1%の最富裕層が世界の富の半分を独占しており、最富裕層85人の資産総額が、世界人口の所得下位半分の総資産額に匹敵する……」と危機的事態に警告を発している。危機認識に関しては、格差拡大の現実を緻密なデータ分析によって示した『21世紀の資本』が米国でもベストセラーになったことにも示されている（Piketty 2014）。

こうした経済的歪みの一方で起きていることは深刻な社会編成の危機である。国民経済における再配分や調整の機能が大きく低下してきたのである。企業活動の優遇のために世界的に法人税の引き下げ競争が進み、消費税の導入とその税率の上昇をまねいてきた。貧富の差を調整するはずの所得の再配分機能は大幅に低下し、力のある事業家・経営者・資本家こそが巨額の経済利益をうみだす源泉だとして、高額所得者の税金を低減させてきた。先進諸国での所得税の最高税率は、70%前後（1990年代）から軒並み30~40%へと低下したのである。企業活動をより有利かつフレキシブルに進めるために、労働コストの引き下げ競争が激化し、アウトソーシングや海外移転が進む一方で、雇用の流動化として、正規雇用から非正規や派遣社員などへのシフトが起き、

安定した雇用条件が緩和・不安定化される事態を生んだのであった。結果として、企業収益に占める労働賃金への配分割合（労働分配率）は、1980年代以降ほぼ、一貫して低下してきた（OECD Employment Outlook）。そして、多くの先進諸国の貧富の格差（ジニ係数）は、近年拡大の一途をたどってきたのであった（OECD 2014）。

その歪みは財政危機と増税問題を引き起こすとともに、近年注目された事柄に、企業の国際的な租税のがれ（タックス・ヘイブン）問題がある。この問題は奥深く、上記のヘッジファンド（金融・投機）の活動舞台においてもタックス・ヘイブンが深く関与していた。とくに国境を越えてグローバルに展開する企業活動での収益については、租税を最小限に抑える手だて（税のがれ）は巧妙を極めている（志賀2013）。グローバル化の中で企業活動がうみだす富の分配には大きな歪みが生じており、そうした矛盾やしわ寄せが結果的に国民へと押しつけられる事態（競争、労働強化、ストレス、国家財政の破綻など）につながっているのである。いわば国民生活の内実を低下させながら、諸企業の営利活動を優先することでグローバル経済は推移してきたというのが偽らざる現実といってよからう（西川2014）。今後の経済のあるべき姿に関しては、過度な経済成長や市場競争に偏ることなく、脱成長型の公・共・私の3つのセクターバランスに配慮した社会経済システムを構築していくことが重要だと思われる（古沢2011）。

5. 今後に向けて

これまでのポスト2015年開発アジェンダの動向をみるかぎり、2015年国連総会でSDGsに関する内容については、それなりにまとまることだろう。大きくは、気候変動枠組条約や生物多様性条約など個別並行的に動いてきた国際的取り決め（環境レジーム）を踏まえた上で、さらに国際条約でカバーできていない分野を含みこんだ総合的・包括的な内容になると考えられる。先進国、途上国という南北対立的な枠組みを超えて、いわば地球市民の共通目標が提示されることは重要であり、貴重な指針をあたえてくれることを期待したい。

<参考資料>

- ・古沢広祐、2010a、「転機に立つ世界と地球環境政策：「カーボン・レジーム」形成の今後」「環境・持続社会」研究センター編『カーボン・レジーム地球温暖化と国際国防』、(株)オルタナ、4-24頁
- ・古沢広祐、2010b、「食・農・環境をめぐるグローバル・ガバナンス－再編を迫られる世界枠組（パラダイム・レジーム抗争）」、農業と経済（臨時増刊号）（昭和堂）76巻4号、5-16頁
- ・古沢広祐、2011、「脱成長・持続可能な地域社会の展望」農村計画学会誌Vol.30, No1.
- ・古沢広祐、2012c、「多様性が織りなすグローバルとローカルの世界動向」國學院大學研究開発推進センター編『共存学：文化・社会の多様性』弘文堂、265-282頁
- ・古沢広祐、2014b、「現代世界・文明の在り方をどう展望するかーポスト地球サミット、シナリオ・パラダイム分析の視点から」、國學院大學研究開発推進センター編、『共存学2：災害後の人と文化、ゆらぐ世界』弘文堂、235-259頁
- ・志賀櫻、2013、『タックス・ヘイブン－逃げていく税金』岩波書店（岩波新書）
- ・西川潤、2014、『新・世界経済入門』岩波書店
- ・Freeland Chrystia, 2012. Plutocrats: The Rise of the New Global Super-Rich and the Fall of Everyone Else. Penguin Books.
- ・Harvey David, 2010, The enigma of capital: and the crises of capitalism, Oxford University Press.
- ・Piketty Thomas, 2014, Capital in the Twenty-First Century, translated by Arthur Goldhammer, Harvard University Press.
- ・OECD 関連レポート：<http://www.oecd.org/social/inequality.htm>

第3回ポスト2015開発アジェンダに関する政府間交渉の概要と今後の課題

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) プログラムコーディネーター 田辺有輝

2015年3月23日～27日、ニューヨークの国連本部にて、第3回ポスト2015開発アジェンダに関する政府間交渉が開催された。会合は2015年9月に策定予定のポスト2015開発アジェンダを議論するための政府間交渉で、第3回目は、主にターゲットと指標について議論が行われた。

2014年9月にSDGオープン・ワーキング・グループ(OWG)で策定されたターゲット案には「X%」として空欄になっている箇所や複数の選択肢が並べられたままの項目が残されている。また、既存の国際合意との整合性が厳密に図れているわけではない。そこで、3月23日の会議初日には、ターゲットの改訂案に関する共同議長提案が発表され、19個のターゲットについて改訂案が示された。

しかし、途上国グループは、OWGにおいてデリケートな政治的バランスで決まったターゲットの再交渉を行うことに反対する意見を強く表明した。また、提案理由が明確ではない部分が多いことから、各国は提案理由について共同議長に更なる説明を行うよう求めた。

先進国各国は「再交渉をしない」というスタンスを支持するものの、これらの未確定事項を埋める議論をすることは、概ね支持する意見表明がなされた。EU等はこの作業において既存の国際合意を下回らないようにすることを求め、日本は2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択されたばかりの仙台防災枠組みの内容をターゲットに反映するよう求めた。

生物多様性に関する多くのターゲットは第10回生物多様性条約締約国会議(COP10、2010年に名古屋で開催)で策定された愛知目標との整合性を維持するために、OWGのターゲット案では、目標年限を2020年としていた。しかし、共同議長の改訂案では、これらの目標年限を2020年から2030年に先送りされていた。そこで、3月24日に各国のNGO十数団体が緊急戦略会議を開催し対応を議論。3月25日午前の政府とメジャー・グループ(NGO、産業界、労働組合等を含むステークホルダーの名称)との対話セッションでは、NGOグループの代表がこれら目標年限の変更をすべきではないとの提言を行った。

ターゲットの未確定事項を埋めるための議論は、途上国グループが回避したい「再交渉」に踏み込んでしまう可能性を多分に含んでいる。一方で既存の国際合意を下回るようなターゲットも回避しなければならない。ターゲットについては、5月頃に出される予定のドラフトが出てから、議論がさらに加速しそうな状況だ。

目標設定によるガバナンス戦略：持続可能な開発目標の挑戦

慶應義塾大学政策・メディア研究科教授 蟹江憲史

本年9月の国連総会での決定へ向けて、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）をめぐる論議は、国連を中心に盛り上がりを見せ始めている。気候変動のパリCOP21や7月のアディスアベバ開発資金会議と並び、ここ何年かでもっとも重要な国連レベルでの決定として、国際社会では2015年の最大のハイライトとして注目されている。

SDGsは、これまでに見られなかった新たなガバナンス戦略であると、筆者は見ている。SDGsは、気候変動枠組条約や生物多様性条約といった、従来主流であった条約を中心とする様々な国際ルールの集積としての「国際レジーム」形成に基づく国際合意形成とは、大きく性格を異にする。条約の下での合意は実施メカニズムが細かく決められるのに対し、SDGsは法的に定められた実施メカニズムを直接持たないのが大きな特徴である。また、前者は各国の法的事項の調整のための国際交渉に多くの時間が割かれるのに対し、目標によるガバナンスは国際社会全体としての野心レベルを示すための「ポジティブリスト」作成が最重要課題になる。

これまでこうしたアプローチは、「ミレニアム開発目標」のように、国際開発やその中での特定課題へ向けた関心を向上させるため、限定的に使用されることはあったものの、それが普遍的に適用されるガバナンス戦略として使用されるのは、SDGsが初めてである。

リオ+20の最大の成果として登場してきたSDGsは、2011年にコロンビア政府が提案したころはさほど注目されるものではなかった。しかし、同会議の2大テーマである「グリーン経済」と「持続可能な開発のための制度枠組み」について、特に顕著な成果が出てこないことがわかってくると、次第に「目に見える成果」としてSDGsへ向けた期待が高まっていった。リオ+20の成果文書「我々の求める未来(The Future We Want)」では、最終的に7パラグラフ(245から251)がSDGsに割かれている。それによれば、SDGsは、①行動指向であること、②簡潔かつ伝達しやすいものであること、③数が限られていること、④意欲的なものであること、⑤グローバルな性質を持って全ての国に普遍的に適用可能なものであること、そして、⑥ミレニアム開発目標の達成期限となっている2015年以降の国際開発目標として議論されてきた「ポスト2015年開発アジェンダ」に統合されていくものであること、として合意に至っている。

「我々の求める未来(The Future We Want)」の規定に従い、SDGsを論議するオープンな作業部会（Open Working Group, OWG）は、5つの地域グループを通じて加盟諸国から指名される30名の専門家で構成されることとなった。この30名をいかに選ぶかをめぐり議論は収束せず、結局2012年9月発足予定が2013年1月まで延びたものの、最終的には30の座席中いくつかについては複数国が共有するという妥協案で、OWGが運営されることとなった。つまり形式上は30名であるが、実質的には1カ国で座席を占有する国もあれば、多いところでは4カ国で座席を共有する国もあるという妥協案である。元々「オープンな」作業部会であることから、これは実質的には関心のある加盟国全てが参加することが可能になるようなプロセスとなっていった。

2013年3月から2014年7月にかけて計13回開催されたOWGは、当初は研究者などの専門家を招いての意見交換が行われたが、2014年3月の第9回セッションからは交渉フェーズに入った。目標の数は19から15程度の間で議論されたが、最終的に17目標と169ターゲットにて交渉が終結し、

9月の国連総会にて、この提案がポスト2015年開発アジェンダに統合されることになるSDGsの基礎となっていくことが決定した(A.68/L.61)。その後2014年12月4日には、国連事務総長がこれまでのポスト2015年開発アジェンダに関する議論をまとめた統合報告書を提示し、2015年9月の国連総会での同アジェンダ決定へ向けた最後の一年へむけて課題を整理した。そこでは、17の目標を保ちながらも再構成(rearrange)する可能性に触れているものの、2015年に入り、筆者らが聞き取りをしている限りでは、多くの関係者は、SDGsは基本的に現在の構成のままでいくであろうという見方をしている。

これまでのSDGsの交渉過程では、ミレニアム開発目標と比べると目標の数は圧倒的に多いものの、OWGの議論をまとめることができたハンガリー国連大使のチャバ・コロシ(Csaba Korosi)氏とケニア国連大使のマチャリア・カマウ(Macharia Kamau)氏の共同議長の手腕とその新たな合意形成手法を賛美する声大きい。テキストベースで交渉を進め、妥結しない部分は括弧でくりながらテキストをコントロールするこれまでの条約交渉などでの交渉手法とは大きくことなり、OWG交渉過程では括弧つき文書は出ていない。その代わりに新たな目標・ターゲット提案を議長主導で出すことで、近年の条約交渉で頻繁に起こっている、交渉文章のいたずらな膨張を防いだのである。つまり、立場の「違い」を強調するよりも、共通項目を導くことに主眼を置いた手法である。これは、議長への信頼が強くないとなかなか成立しない合意形成手法であるが、それを可能にした共同議長の手腕は賛辞に値するであろう。

しかしより分析的に見れば、こうした手法が出てきた背景には、条約策定とは異なる、目標によるガバナンスという新たな仕組みづくりの登場がある。目指すところが異なることから、こうした新たな交渉プロセス管理も生み出された、とも言えるのではなからうか。

従来の国際協力推進は、国際法的枠組みを中心に、多様なルールのセットが提供される「国際レジーム」形成が中心的役割を担ってきた。各国の当該問題領域に関する法的枠組みを国際交渉によって刷り合わせながら、新たな国際的ルールを構築することを通じて課題解決を行う取り組みである。国連気候変動枠組条約や、その下での京都議定書、生物多様性条約と名古屋議定書等、多くの分野で国際条約形成を中心とした国際協力メカニズムが構築されてきた。

しかし、地球環境問題に関する国際レジーム形成は、近年困難に直面している。国際ルール構築が、地球規模の環境変化に対処するために必要なだけの行動を積み上げられなくなってきているのである。最近の科学的知見は、地球システムを持続可能にするためにはかなり大きな変化を起こすことが必要だということを示唆しており、そのためにはかなりの人間の行動変革が必要だとしている。そして、一方で、そのことを前面に掲げて国際交渉を推進し、意欲的なレベルで国際交渉を妥結させようという国のグループが存在する。いわゆる「環境保護派」の国々である。他方、多くの国々では経済活動最優先の状況が続いており、長期的な対策の必要性を感じ取りながらも、短期的な経済的利益を優先しながら、直近の行動変革には消極的となっている。また、先進国に現在の環境悪化の第一義的責任があるにもかかわらず先進国の対策が遅れている一方で、先進国の中には途上国や新興国にもかなりの対策を要求する国々もあり、公平性や衡平性の議論も国際交渉に持ち込まれている。こうしたことから、国際レジームをめぐる交渉は行き詰っており、意欲的な行動を引き起こすほどの決定が下せないでいるのが現状である。

すなわち、必要なレベルの行動と、従来の国際レジームによる対処が生み出す行動との間に、大きなギャップが生じているのである。

気候変動がその象徴である。2009年のコペンハーゲン会議、COP15にて、京都議定書につづく国際レジーム構築を行おうとしたが、その目標は達成できなかった。結果として出てきたのは、各国が自主的目標を提示し、出来ることから対策をとっていく「ボトムアップ」のルール作りである。それ自体は非常に有効な国際協力行動であるし、国際レジームの第一の目的は、こうしたルールの共通化であることを鑑みても、それ自体誤っていることでもない。しかし問題は、このようにして出された自主的目標を集積しても、産業革命前と比較して2℃以内に気温上昇を抑える、という気候変動対策の政治目標を確実に実現させるような排出経路との間に極めて大きなギャップがあることもまた、事実である。

各国の目標がどのように構成されているのかを明らかにし、比較可能にするために透明性を高める取り組みは非常に重要である。それは、地球システムを健全な状態に保つ上で必要な温室効果ガス削減量と現実の政策とのギャップを明らかにし、どこに大きなギャップがあり改善をすべきかを明示する上でも重要なステップである。しかし、多くの科学的研究結果は、ギャップが明らかになり、努力不足が明らかになってから緊急対策をとるのでは、すでに手遅れになっている可能性が高いということを示している。必要なのは、短中期的に野心度を向上させ、対策を強化することなのである。

SDGsはこうしたタイミングで登場し、議論されている。それは目標、目標をより具体的にする数値目標を含むターゲット、そしてターゲットの進捗を測る指標、という三層構造と、それらの進捗をモニタリングし、評価するというメカニズムをもつみのシンプルなものである。国際法に基づくようなルールを詳細に決めていくものではない。ミレニアム開発目標がそうであったように、もしSDGsも意欲的な目標を掲げられるとすれば、それが国際レジームを補完しながら、新たなガバナンスのあり方が生み出される可能性がある。つまり、一方で国際法的枠組みがボトムアップの枠組みを構築しながら、他方で目標設定により意欲レベルを向上させる。目標設定は、適切に設定されれば、我々の日常生活や企業活動の行動を変化させる効果があることは、我々個人が目標設定を行ってそれに向かう姿を思い浮かべれば容易に想像できるであろう。例えばマラソンで3時間を切るという目標を立てれば、1週間の練習メニューや1ヶ月の走行距離のターゲットもでき、そのための食事の方法や、日常生活の過ごし方も少しずつ変わってくる。目標は、規範を変える力も持っているのである。

そうなる大事なものは、目標をいかに地域レベルや国レベルの目標にし、また、具体的なものにするか、ということであろう。これまでの議論を見ていると、今年9月に国連決定が下されると、それに続いて地域や国レベルの目標論議が出てくることになりそうである。これはまさに、地方創生や成長戦略の課題である。

先進的な国では、SDGsを国の戦略や目標にいかに取り込んでいくかという論議がすでに始まりつつある。SDGsが決まれば、国際機関や国際社会はその方向で動き出すであろう。翻って日本を見ると、先日我々のプロジェクトが行った調査で、SDGsを何らかの形で知っているあるいは聞いたことがある程度、という人まで含めても、3割弱である。9月以降に国際社会に取り残されてあわてないよう、今から目標に基づくガバナンス戦略を練りながら、SDGsをいかに効果的に活用していくか、考えておきたい。

私たちみんなの課題：

ポスト2015年開発枠組みに向けた市民社会の参画と連携

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
アドボカシー・マネージャー 堀江由美子

1. はじめに

2015年は、人類と地球の未来を左右する極めて重要な年である。国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成期限が迫る中、今年9月の国連総会でMDGsの後継枠組み、ポスト2015年開発枠組み(SDGs)が採択される。2015年3月現在、世界中のNGO、市民社会が1月から7月にかけて実施される政府間交渉の行方を注視しながら、最終的に野心的な枠組みが合意されるよう、働きかけを強めている。

本稿では、これまでのポスト2015のプロセスへの市民社会の参画の状況を紹介し、その成果と課題、および今後の実施に向けた役割について概観する。

2. ポスト2015のプロセス概況と市民社会の関わり

MDGsの後に続くポスト2015年開発枠組みに関する議論は、2012年1月に国連で公式に開始された。国連開発計画(UNDP)と国連経済社会局(UNDESA)が主導する形で国連システム・タスクチームや、国連事務総長の助言役として2012年7月に「ポスト2015年開発目標に関するハイレベルパネル」が立ち上がった。

MDGsがトップダウンかつ一部の専門家を中心に策定されたことへの反省とともに、最も脆弱な立場に置かれた人々や脆弱な国々が取り残されているMDGsの現状を受け、ポスト2015のプロセスでは当初より市民社会を含む多様なセクターの参画が重視された。例えば、国連が主導し、11のテーマ別および60カ国以上の地域別コンサルテーションが様々な様式で実施され、またオンラインで個人でも意見を述べられるプラットフォーム¹など、市民社会が参加できる多様な機会や媒体が国際・地域・国レベルで設けられた。「ハイレベルパネル」の報告書作成に対しては、世界中の市民社会から提言が寄せられた。

一方、2012年6月の「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)の成果として、ポスト2015のプロセスとも整合し統合されるものとして「持続可能な開発目標(SDGs)」を策定することが決定された。これを受けて2013年1月に立ち上がった「持続可能な開発目標に関する政府間オープン・ワーキング・グループ」は、多くの議論の末に2014年7月に成果文書を出し、この「持続可能な開発目標(SDGs)に関するオープン・ワーキング・グループ成果報告書」が提案した17目標、169ターゲットが現在行われている政府間交渉の基盤となっている。ここでも、持続可能な開発に関わるメジャーグループ²を中心とする多くの市民社会がオープン・ワーキング・グループ会合を傍聴し、インプットを行うなど積極的に関与した。

¹ 誰でも情報収集や意見を投じることができるオンライン・プラットフォーム“The World We Want”(http://www.worldwewant2015.org/)や、世界が優先すべき課題に意見を投じることができる“My World”(http://www.myworld2015.org/)がある。

² 1992年の地球サミットで採択されたAgenda21で、持続可能な開発達成のための国連のプロセスに市民が参加できるようにするために構成された9つのカテゴリー。女性、子ども・若者、先住民、非政府組織、地方自治体、労働者・労働組合、産業界、科学・技術者、農民のグループがある。

さらに、2014年12月にはこれまでの議論を総括し、政府間交渉の指針となるものとして国連事務総長の「持続可能な開発に関する統合報告書」が発表され、幅広い市民社会がこれに対する反応を寄せている。

3. 国際的な市民社会のポスト2015プロセスへの参画

ポスト2015プロセスにおける国際的な市民社会の主要な動きとしては、「貧困をなくすためのグローバル・コール」(GCAP: Global Call to Action Against Poverty)やBeyond2015といったグローバルな開発NGOのネットワークが地域・国レベルでコンサルテーションや対話の場を設定した。地域別のネットワーク³も多く立ち上がり、それぞれがコンサルテーションの機会を設け、ポスト2015プロセスに向けた提言をまとめてきた。

筆者が所属する国際NGOセーブ・ザ・チルドレンは、ポスト2015の議論が活発化してきた2012年より積極的にプロセスに関わり、2013年1月には具体的なゴール・ターゲット・指標提案から構成される報告書を発表した⁴。その後、2014年4月に発表した報告書“Framework for the Future”(未来への枠組み)⁵では、2030年までに世界が達成すべき12のゴール、各ゴールに対する5つ以内のターゲット、各ターゲットに対する5つ以内の指標を提案している。ハイレベルパネル、オープン・ワーキング・グループなど、各プロセスにおける重要なタイミングで提言書を出し、ニューヨークで各国国連政府代表部への働きかけを行う他、各国のセーブ・ザ・チルドレン・メンバー間で密接に情報共有を行い、共通戦略のもとそれぞれの国内で政府との対話や提言を行ってきた。

4. 日本の市民社会のポスト2015プロセスへの参画と連携

日本では、筆者も運営委員を務めるNGOネットワーク「動く→動かす」が、2012年3月より「ポストMDGsに関する外務省NGO意見交換会」の事務局を務め、2014年3月からは環境、ジェンダー、障害分野などより幅広いセクターの市民社会との連携のもと、「ポスト2015 NGOプラットフォーム」へと組織を改変し、ポスト2015のプロセスに合わせて1~2ヶ月に一度のペースで多くのNGOと外務省の意見交換の場を設定してきた。

「動く→動かす」では、2013年にGCAP・Beyond2015の助成を受け、国内で開発NGOをはじめ、労働組合、青年団体、宗教団体、女性団体、障害者団体、国内反貧困団体など、様々な団体や組織にポスト2015に関する意見を聞き取った。そしてそれらを集約し、日本の市民社会としてポスト2015に求める大枠の原則をまとめた「ポスト2015年開発枠組みに向けた5カ条の提言」⁶を作成、日本政府も同席するシンポジウムなど様々な場で発信し、2013年9月の国連総会前に外務大臣政務官にも正式に手渡すなど、働きかけを行ってきた。

³ 例としてアジアでは Asia Development Alliance (ADA)がある。

⁴ “Ending Poverty in Our Generation (私たちの世代で貧困に終止符を)”
<http://www.savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/1044/1359678777283.pdf>

⁵ <http://www.savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/1496/13986663692.pdf>

⁶ MDGsの達成を目指す世界的なネットワーク組織である前出のGCAPの日本版組織として2009年に発足し、現在国内74団体が加盟している。世界の貧困解決に向けた取り組みを日本から作り出すことを目指し、GCAPが持つ国際的なネットワークも生かしながら、日本の政策決定者への政策提言活動やキャンペーンを実施している。

5. ポスト2015プロセスへの市民社会参画の成果と課題

ポスト2015の議論で世界中の市民社会が主張してきたのが、人権を基盤に不平等・格差や環境破壊を引き起こしている構造的要因やガバナンスの課題に真っ向から向き合い、その障壁を取り除く突破口となる目標や指標を設定し、実効的な手立てを取ることである。そのために、政策提言のみならず、政治的圧力を創出するための様々な試みも行われてきた。

例えば、セーブ・ザ・チルドレンでは、MDGsのもと、国の平均値は改善されていながら国内格差は拡大し、底辺にいる人々を取り残されるという状況が世界中で起きていることを受け、ポスト2015の合い言葉となった“Leave no one behind”（誰一人取り残さない）を実現するための具体策として、全ての目標・ターゲットに対して、“no target met unless met for all”（すべての社会・経済層で達成されない限り、そのターゲットは達成とは見られない）という原則を設けるよう主張してきた。国連事務総長の統合報告書および2015年2月の第2回目政府間交渉の「宣言文」に関する会議に向けて、世界中の市民社会に呼びかけ、250団体以上（ネットワーク加盟団体数3,200以上）の賛同を集め、日本を含む各国政府に積極的な働きかけを展開した。その結果、再分配を促し内政干渉にあたるとして、一部政府が強く反対してきたこの原則は、国連事務総長の提案として統合報告書に含まれ、さらに第2回目政府間交渉では日本を含む多くの政府が支持し、宣言文作成に向けた提案文書にこの原則が記載されるに至った。

また、2015年1月には、世界120カ国以上の1,000を超える団体が参画する市民運動、“action/2015”が立ち上がった⁸。action/2015は、貧困・格差、不平等、気候変動のない未来に向け、9月に合意されるポスト2015枠組みと、12月の第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で決定される気候変動対策が、次の世代に暮らしやすい社会と環境を引き継げる野心的な内容となることを目指している。この2つの会議で最終的に結論を出すのは各国首脳であり、彼らが自国や産業の利益のためでなく、人類と地球の将来のために決定を下すよう、世界の人々が目に見える形で声を上げ、著名人やメディアも巻き込んで国や政治家にプレッシャーをかけることを目的とする運動である。

ポスト2015のこれまでのプロセスにおいて、市民社会は大きな役割を果たし、一定のインパクトをもたらしてきた。しかし一方で、この枠組みの主要な対象者となる貧困の当事者や、若者や子どもたちを含む一般市民の巻き込みや啓発、またその声を届ける努力は不足していたと認めざるを得ない。例えば、英国の開発学研究所（IDS）とBeyond2015により貧困の当事者の声をポスト2015のプロセスに反映するイニシアティブ⁹などが見られたものの、こうした一部の試みを除き、世界の大多数の人々はポスト2015を聞いたこともなければ、世界が今年重大な局面を迎えようとしていることも知らない。私たちNGOは、もっと世界中の人々がこのプロセスに注目するように、市民に分かりやすく情報提供を行い、メディアに働きかけを行う必要があったと感じる。MDGsが主に開発途上国を対象とした目標であったのに対し、ポスト2015は先進国、新興国も対象となり、責任を負う普遍的な目標となる。貧困や格差、雇用問題や高齢化、地方の過疎化など多くの課題を抱える日本の人々にとっても、決して対岸の火事ではない。

⁷ 「5カ条」フルバージョンはこちら <http://gcapj.blog56.fc2.com/blog-entry-265.html>

⁸ action/2015の日本事務局は、「動く→動かす」が務めている <http://www.ugokuugokasu.jp/action2015jp/>

⁹ “Participate” <http://www.participate2015.org/>

6. ポスト2015の実施に向けて

今年9月の国連総会でポスト2015年開発枠組みが採択されて以降の、実施に向けた道筋やアカウントビリティの仕組みは未だ明確ではない。しかし、国際レベルのアカウントビリティ・メカニズムの構築と共に、そこに紐づく国レベル、さらには自治体レベルでのプロセスの導入が不可欠である。その全てのレベルにおいて、市民社会の参画、またマルチセクター間の連携による横断的な取り組みが必要になることは言うまでもないだろう。

国内でも、ポスト2015の目標・ターゲットに関係する各省庁の取り組みや政治意志の強化に向けた働きかけを行うこと、そして日本の若者や子どもを含む一般市民に対して、私たち一人一人に関係するプロセスであることを分かりやすく発信することなどが求められ、ある意味、私たちNGOの本領発揮の場はこれからであるとも言える。さらに、国際ターゲットに基づく国・自治体レベルのターゲットや指標設定に市民が積極的に参画し、モニタリングを行い、説明責任を求めていくこと、何よりこれまで取り残されてきた社会の底辺に置かれた人々に対してポスト2015年開発枠組みが説明責任を果たすよう、あらゆるレベルで求めることが重要だ。そのためには開発・環境・国内課題など、セクターの枠を超えた市民社会の横のつながりや連携が、今こそ必要とされている。

条約とSDGs～生物多様性条約を中心に～

名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程 小林邦彦

1. はじめに

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：以下、SDGsという）の策定過程において、特に環境に関わる目標の議論においては、「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity：以下、生物多様性条約という）¹」や「気候変動に関する国際連合枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change：以下、気候変動枠組条約という²）」といった個別の条約の締約国会議で採択された目標や義務が言及されている。その際、SDGsという新たな国際目標においてその条約の締約国会議で採択された目標とはどのような関係があるのか、既に設定された目標との関係について、議論が生じる。そこで、本稿は条約の締約国会議で採択された目標とSDGsがどのように関連してくるのかということ、特に生物多様性条約と関連付けて明らかにすることを目的とする。第1に、SDGs交渉における生物多様性条約に関連した目標を概観する。第2に、国際法上の条約が何かということ整理し、生物多様性条約で採択された目標とSDGsの関係を明らかにする。

2. SDGs交渉における生物多様性条約に関連した目標について

SDGsは2012年6月にブラジル/リオデジャネイロで開催されたRio+20で採択された成果文書「我々が望む未来³」でその目標作りに向け政府間交渉プロセスの立ち上げ（パラ248）が決定され、オープン作業部会（Open Working Group：以下、OWGという）が設定された。OWGによる検討は2014年7月まで行われ、17の目標と169の個別目標で構成されるSDGsの案⁴が採択された。採択された目標案の中で、生物多様性条約に関連する目標、つまり、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する主要な目標は、目標14「持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する」と目標15「陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する」の2点である。ただし、生物多様性に係る目標はその他の目標に部分的に確認することができ、例えば、目標2.5（植物や動物の遺伝的多様性に関する目標）、目標6.6（湿地など水に関連する生態系の保全、回復）、目標11.4（自然遺産の保全取り組み強化）、目標12.8（持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識の保持）などである。生物多様性条約事務局がまとめた資料⁵によると、生物多様性が直接的及び間接的に全ての目標案に関連していることを明らかにしている（表1）。

¹ 我が国は1993年5月28日に生物多様性条約を締結し、条約第36条に規定されている要件を満たし、1993年12月29日に発効した。

² 我が国は1993年5月28日に気候変動枠組条約を締結し、条約第23条に規定されている要件を満たし、1994年3月21日に発効した。

³ A/RES/66/288*

⁴ SDGs案については、資料編をご確認して頂きたい。

⁵ UNEP/CBD/COP/12/15

表1：SDGs案における生物多様性との関係

提案されたSDGs	生物多様性が取り上げられている目標	
	直接的	間接的
1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標 1.4; 1.5; 1.a; 1.b
2. 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	目標 2.4; 2.5	目標 2.1; 2.3; 2.a; 2.b
3. あらゆる年齢のすべての人々との健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標 3.3; 3.4; 3.8; 3.9; 3.b; 3.d
4. すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		目標 4.5; 4.7
5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う。		目標 5.1; 5.5; 5.a; 5.c
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	目標 6.6	目標 6.1; 6.3; 6.4; 6.5; 6.a, 6.b
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標 7.a
8. 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。	目標 8.4	目標 8.2; 8.3; 8.5; 8.9
9. レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。		目標 9.1; 9.4; 9.a; 9.b
10. 各国内および各国間の不平等を是正する。		目標 10.2-10.4; 10.a; 10.b
11. 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。	目標 11.4; 11.7; 11.a	目標 11.1; 11.3; 11.5; 11.6; 11.b; 11.c
12. 持続可能な生産消費形態を確保する。	目標 12.2; 12.4; 12.8	目標 12.1; 12.5; 12.7; 12.a; 12.b
13. 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。		目標 13.1-13.3; 13.a; 13.b
14. 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。	目標 14.1-14.6; 14.c	目標 14.7; 14.a; 14.b
15. 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。	目標 15.1-15.9; 15.a-15.c	
16. 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。		目標 16.3; 16.4; 16.6; 16.7; 16.8; 16.10; 16.a; 16.b
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップ活性化する。		目標 17.2 17.4; 17.6 17.11; 17.14-17.19

また、生物多様性が直接的に取り上げられている目標案の中には、2050年までの長期目標と2020年までの短期目標によって構成されている生物多様性保全や持続可能な利用に関する世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020と愛知ターゲット (Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 and the Aichi Biodiversity Targets : 以下、愛知ターゲットという)⁶」が一部言及されている(表2)。

表2：愛知ターゲットとSDGsの関係

愛知ターゲット	SDGs (OWGの成果文書時点)
目標2 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。	15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国家・地域の計画策定、開発プロセスおよび貧困軽減戦略、ならびに会計に組み込む。
目標5 2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。	15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護および絶滅防止するための緊急かつ重要な対策を講じる。
目標9 2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。	15.8 2020年までに、侵略的外来種の移入を防止し、これによる陸・海洋生態系への影響を大幅に減少させる。対策優先種の駆除または排除を行うための対策を導入する。
目標12 2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。	15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護および絶滅防止するための緊急かつ重要な対策を講じる。
目標13 2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。	2.5 2020年までに、国内、地域、および国際レベルで適正に管理および多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育動物・家畜、およびその近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づく遺伝資源および伝統的な関連知識の活用による便益へのアクセスおよび公正かつ公平な共有を確保する。
目標14 2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。

⁶ UNEP/CBD/COP/DEC/X/2

3. SDGsと条約の関係

上記のように、SDGsと愛知ターゲットが関係しており、整合性をとった形でSDGsが設定されたことがわかる。しかし、生物多様性条約の下で採択された愛知ターゲットは一部表現等が変更される形でSDGs案に含まれているものの、SDGsがどう条約と関係しているのか、整理する必要がある。国際法上、条約とは、「(国際法主体)の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意」⁷を意味しており、その合意に参加した国家に対してのみ拘束する。そのため、国家が新たな目標に対して合意をすれば、その目標達成に向けて行動を起こす必要がでるものの、SDGsと条約の下で採択された愛知ターゲットとでは、その性格は国際法上、異なるものと考えられる。とはいえ、SDGsと愛知ターゲットは諸国の行動に一定の枠をはめ、国内での実施方法は各国政府に委ねるという点では共通性も有している。

⁷ 条約法条約第2条1項(a)

SDGs 策定・実施における各セクターの役割・プロセスに関する提起

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 事務局長 足立治郎

1. はじめに

SDGsは、世界が協力して、人類の開発・発展のあり方を改善し、環境・貧困・社会問題を解決し、人類の未来を持続可能で希望の持てる社会にしていくための大きな推進力となる可能性を秘めている。

持続可能な開発に関するこれまでの国際社会の取組み状況の停滞にブレークスルーを与え、十分な成果を導き出すため、SDGsは、ゴール・ターゲットに加え、検討が進められている指標・実施手段・モニタリング/フォローアップ体制を、十分に効果的なものとする必要がある。その際、様々なアクターが参画・連携する必要がある。

本稿では、そうした観点に立ちながら、SDGs策定・実施における様々なアクターが果たしうる役割とそのプロセスを検討・提起してみる。

2. SDGsと各セクターの役割

2-1. 政府の役割

一部の人を除けば、先進国に住む我々の多くは地球環境問題や様々な社会問題の発生に大きな責任を有しており、環境負荷の低減や資源枯渇の回避、私たちの経済活動や生産消費パターンに起因する社会課題の発生(サプライチェーンを通じた人権侵害の発生など)回避に対する取組みの強化が求められている。

日本政府としては、SDGs策定を機に、環境・貧困・社会問題への取組みを強化していくことを世界に示すとともに、そうした取組みを国内外で効果的に進めていく体制の強化をはかるべきである。環境・貧困・社会問題は、経済や外交・財政上の課題とも密接に関連している。これらの課題を扱う省庁・部局が縦割りに陥らず連携して取組めるよう、ポストMDGsとSDGsの合流に取組む過程で、環境・貧困・社会問題の同時解決を推進する強力な体制を構築すべきである。日本政府全体としてどう取り組むのか、また、各省庁が何を行うか、既存の取組みとの整合性も図りつつ、整理していく必要がある。

日本政府は、国際的に合意されたSDGs達成に向け、日本の事業者や消費者・国内各地域の取組みを促す目標・指標の構築を検討・推進することも重要である。その実施に向けた予算措置(地域での取組支援予算も含む)を工夫しつつ、関連するセクター/組織・地域の関与・連携を促していくことが求められよう。その際、SDGsを推進する国際機関・各国政府との連携も重要である。

2-2. 事業者・消費者の役割

環境・社会課題への対応は、企業にとって当たり前のこととなってきた。SDGsは、企業の取組みを進化させる機会である。企業にとっては、世界的なゴール設定によって、国内だけでなく、海外の市場・消費者を獲得しつつ、環境・社会課題の解決に貢献していくチャンスである。SDGsができてから対処するという、受け身な視点でとらえるより、自社の取組みを世界的規模に広げていく可能性・チャンスとして、SDGs策定・実施に積極的に関わるべきであろう。また、官民連携をうまく進め、公的資金と民間資金をうまく結びつけて、SDGsを達成していくことも重要である。

SDGsでは、持続可能な消費生産に関する目標も設定される可能性が極めて高い。各国の消費者は、SDGsを活用し、その取組みを強化することができよう。SDGsを機に、自主的に動く消費者を増加させていくことも重要である。

2-3. NGOの役割

各国政府は国益を過剰に失ってまで目標策定・実施を進めることは避ける傾向にある。また、環境問題や資源問題の解決にあたっては、環境汚染や資源利用の割合が大きい先進国・新興国・途上国内の富裕層の取組み進展を求めることが肝であるが、各国政府の交渉担当者はそうした点に踏み込みたがらないケースも多い。そうした点を指摘し、取組みを推進する役割がNGOに期待される。貧困問題の解消については、開発や貧困に関与するNGOの中から、富裕層に対する課税強化の提案が出されている。NGOのより積極的な取組みが期待される。

また、NGOには、取り扱われにくい人々の意見を吸い上げ、提示していくことも求められる。各国政府の意見は、民主主義的政府の場合でも、多数の意見に沿い、貧困や環境問題に苦しむ少数の重要な意見を取り上げない状況もある。まして強権的な政府の場合、脆弱層の立場を十分反映しないケースは少なくない。NGOは、環境問題や社会問題の被害を受ける少数者の立場に立ち、意見を表明し得る存在である。

2-4. 専門機関・専門家の役割

SDGsの構築に際しては、何が人類の持続可能性を阻害しているのか、人類が行いうる環境汚染の度合いはいかほどのものか、等の把握を要する。SDGsの達成状況のフォローアップに際しては、現在の状況とその後の変化の度合いを極力正確に把握する必要がある。

このような状況把握や研究を世界全体で進めていく必要がある。特に、途上国には、データが欠如している国が多い。SDGsを通じ、こうした現状の把握、データの蓄積が要請され、世界的な取組みが進展する可能性がある。データ蓄積・解決策構築の推進にあたっては、専門家・専門機関の果たす役割は大きく、その役割の拡大が要請されている。

各国・各事業者・各個人に環境・社会問題解決に向けた行動を促し、経済的負担をも求めることになりうるSDGs推進の基礎となるデータ蓄積に際しては、それを行う専門家・専門機関の立場に偏りがあるとみなされては、SDGsに取り組むモチベーションを低下させてしまう。よって、極力客観性や公平性に疑問が示されないような形の研究体制を構築する必要がある。

また、途上国の多くはデータ蓄積に関する資金やノウハウが欠如していると考えられ、日本を含む先進国は、途上国におけるデータ蓄積や専門家育成を支援することも重要である。

3. SDGs策定・実施プロセスに関する提案

SDGs策定においては、事業者や消費者の動向分析も行いつつ、事業者や消費者の取組みをどれだけ変えられるか、いかなるアクションに結びつけることができるか、という観点から、SDGsの目標・指標・実施手段・フォローアップ体制構築等を行うべきである。その策定プロセスに、事業者や消費者を組み込み、事業者や消費者がやる気の出るSDGsとすることが重要である。

環境・社会課題の被害者の視点に立ったSDGsとすることも重要であり、国連及び各国内のSDGs策定・実施のための検討プロセスに、環境被害の現場の視点を有する環境NGOや開発・貧困の現場の視点を有する国際協力NGO等を十分に組み込む必要がある。

SDGsの実施手段の一つである資金メカニズムに関しては、資金の額にばかり注目が集まりがちだが、資金がより効果的に使われるためのガバナンスのあり方に関しても、より踏み込んだ検討が必要である。

策定したSDGsが有効活用されるためには、SDGsをブランド化し、SDGs活用が企業の価値・社内外の評価向上に役立つものとする、消費者にとって重要課題と認識されるようにすることも重要である。日本国内はもちろん各国内で、多様なステークホルダーの参画、メディアとの連携により、SDGsの広報・ブランド化につなげることが重要である。世界の1万を超える企業・団体が参加する国連グローバル・コンパクトは、SDGsに積極的に関与し、提案活動も行っている

が、各国の産業団体・企業等の取組み進展に向けた地ならしも行うべきで、日本では、日本経団連「企業行動憲章」等の企業行動に大きな影響を与える指針へのSDGsの位置付けも促すべきである。消費者団体をさらに巻き込むことも重要である。

SDGsを実際の行動・成果に結びつけるために、SDGs策定後、各国・世界中の事業者・消費者等に、このような方向で事業やライフスタイルを変えてほしい、安全な水、食糧、エネルギー等のアクセスを貧困層に保証するために取組みを進めてほしい、といった具体的行動を推進していくための体制を構築するとともに、定期的にその進捗・達成状況をフォローアップ・レビューする効果的な体制を構築することが極めて重要である。

4. 最後に

いよいよ今年、SDGsが策定され、実施に踏み出す。様々な環境課題、及び、貧困等の社会課題に対応し、公正でよりよい社会を子どもたち・将来世代に残していくために、絶好の機会とすべきである。

II. 資料編

持続可能な開発目標に関するオープン・ワーキング・グループの提案についての序論

(IGES 仮訳)

1. 国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書である『我々が望む未来』では、決議事項の1つとして、オープン・ワーキング・グループ（OWG）を設置して持続可能な開発目標（SDGs）を設定し、第68回国連総会における検討および適切な行動に付すことが定められた。また、同成果文書ではSDGsの概念的基盤として、SDGsは国連ポスト2015年開発目標と整合・統合されるべきであると定めている。
2. 貧困撲滅は、現在世界が直面している最大の地球規模課題であり、持続可能な開発にとって必須の条件である。リオ+20の成果文書では、喫緊の課題として貧困と飢餓からの人類の解放に対するコミットメントが再確認された。
3. 貧困撲滅、持続可能でない生産消費形態の変更および持続可能な生産消費形態の促進、ならびに経済・社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理は、持続可能な開発の総体的目標であり、不可欠な条件である。
4. 持続可能な開発の中心は人々であり、このためリオ+20では、正当かつ公平で包括的な世界を目指して努力し、持続可能かつ包括的な経済成長、社会開発および環境の保護を促進し、これを通じ、年齢、性別、障害、文化、人種、民族、出自、居住資格、宗教、経済的地位その他の状況によって区別することなく、世界中の子ども、若者、および次世代の人々をはじめとするすべての人々の利益のために協力して取り組んでいくことを約束した。
5. また、リオ+20は、とりわけ第7原則として規定された「共通だが差異のある責任」を含め、環境と開発に関するリオ宣言のすべての原則を再確認した。
6. またリオ+20は、リオ宣言、アジェンダ21、アジェンダ21の更なる実施のための計画、持続可能な開発に関する世界首脳会議のための実施計画（ヨハネスブルグ実施計画）、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画（バルバドス行動プログラム）、小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の更なる実施のためのモーリシャス戦略の完全実施に対するコミットメントを改めて再確認した。そして、2011～2020年の10年における後発開発途上国のための行動計画（イスタンブール行動計画）、アルマトイ行動計画（内陸・通過開発途上国の通過運輸協力のための新たな国際的枠組みにおける内陸開発途上国の特別なニーズへの対処）、アフリカの開発ニーズに関する政治宣言、アフリカ開発のための新パートナーシップの完全実施に対するコミットメントも再確認した。更に、国連ミレニアム宣言、2005年世界サミットの成果、開発資金国際会議のモンテレイ合意、開発資金に関するドーハ宣言、国連総会におけるミレニアム開発目標（MDGs）に関するハイレベル本会合の成果文書、国際人口開発会議の行動計画、国際人口開発会議の行動計画の更なる実施のための主要な行動、および北京宣言および行動綱領、ならびに上記のレビュー会議の成果文書を含む、経済、社会、および環境分野に関するすべ

での主要な国連会議や首脳会議の成果に盛り込まれたコミットメントを再確認した。2013年9月に開催された MDGs 達成に向けたフォローアップのための特別イベントの成果文書では、強固なポスト 2015 開発目標の立案に関する決定を再確認した。国際的な人の移動と開発に関するハイレベル対話の宣言において人の移動と開発に対するコミットメントを再確認した。

7. リオ+20 の成果物は、国際法およびその原則を十分に尊重しながら、国際連合憲章の目的および原則に引き続き従う必要性について再確認した。更に、自由・平和・安全の重要性、そして発展の権利、および水・食糧の権利など十分な生活水準への権利を含む人権の尊重、法の支配、グッド・ガバナンス（良い統治）、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、ならびに開発のための正当で民主的な社会への総合的なコミットメントを再確認した。世界人権宣言をはじめとする人権および国際法に関連する国際的な手段の重要性を再確認した。
8. OWG は、気候変動は国際的な問題であり、世界的な温室効果ガスの排出削減を促進するには、すべての国々による可能な限り広範な協力および効果的かつ適切な国際的対応への参画が求められることを強調した。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）において、締約国は、衡平の原則に基づき、かつ各々の共通だが差異のある責任と各国の能力に従い、人類の現在および将来の世代のために気候系を保護すべきであることを想起した。2020年までの世界の年間温室効果ガス排出量についての締約国の削減目標を総計した効果と、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°Cまたは1.5°C以内に抑える見込みに合致した排出シナリオの総計の間に大きな隔たりがあることを重大な懸念をもって留意するとともに、UNFCCCの下での究極的な目標は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることであると、再確認した。
9. 地球とその生態系は我々の故郷である。「母なる地球」は多くの国や地域で共通の表現であり、持続可能な開発の推進との関連で、自然の権利を認識する国もあることに我々は留意する。リオ+20 では、現在および未来の世代における経済的、社会的、環境的ニーズの正しいバランスを達成するためには、自然との調和の推進が必要であると認めている。また、世界における自然および文化の多様性を認め、すべての文化および文明が持続可能な開発に寄与し得ることを認識している。
10. 各国は持続可能な開発の実現に向けて独自の課題に直面している。最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、および小島嶼開発途上国は特有の課題に直面している。紛争状態にある国にも特別な注意を向ける必要がある。
11. リオ+20 では、国際協力を強化し、すべての人々、特に開発途上国の人々に対する持続可能な開発に関わる根強い課題に取り組むというコミットメントを再確認した。この点に関し、経済的安定、持続的な経済成長、社会的平等の促進、および環境保護を達成すると同時に、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、およびすべての人々の雇用均等、ならびに子どもの潜在能力を完全に実現すべく教育などを通じた保護、生存、および開発を強化することが必要であることを再確認した。

12. 各国は自国の経済および社会開発に対する第一の責任を負うものであり、国内政策、国内資源および開発戦略の役割の重要性は計り知れない。開発途上国は持続可能な開発のための追加の資源を必要としている。持続可能な開発を促進するためには、さまざまな供給源から多大な資源を動員し、調達金を効果的に利用する必要がある。リオ+20 では、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを再活性化させ、そのために必要な資源を動員させることに対するコミットメントを認識した。持続可能な開発資金に関する政府間専門家委員会の報告書では、持続可能な開発資金戦略案を提案する予定である。2015年7月に開催予定の第3回開発資金国際会議の実質的成果として、モンテレイ合意およびドーハ宣言の実施進捗状況が評価される予定である。国家および国際レベルでのグッド・ガバナンスと法の支配は、持続可能かつ包括的で公平な経済成長、持続可能な開発、および貧困と飢餓の撲滅に不可欠なものである。
13. リオ+20 では、我々の全般的目標である三次元的な視点からの持続可能な開発を実現するための利用可能なアプローチ、ビジョン、モデルおよびツールは各国の状況や優先事項に従って異なることを再確認した。
14. 持続可能な開発目標の実施は、政府、市民社会、民間セクター、および国連機関の積極的関与を伴った、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップに依存している。実施レビューの強固な仕組みは、SDGs の成功に不可欠なものである。国連総会、経済社会理事会 (ECOSOC) のシステム、およびハイレベル政治フォーラムは、この点において中心的な役割を担う。
15. リオ+20 では、植民地または外国の支配下で暮らす人々の自決権の完全な実現に対する障害を取り除くため、国際法に従い更なる効果的な手段と行動を取ることにに対するコミットメントを繰り返し表明した。これらの障害は、こうした人々の経済および社会開発ならびに環境に引き続き負の影響を及ぼしており、人間の尊厳および価値とは相容れないものであるため、撲滅すべく対処しなければならない。
16. リオ+20 は、憲章にあるとおり、国家の領土保全や政治的独立に反する行動に正当性を与え、また助長するものであると見なされないことを再確認した。また、国際法に従い、複合的人道危機やテロリズムの影響を受ける地域に暮らす人々にとっての障害や制約を取り除き、支援を強化し、特別なニーズに対応するために、更なる効果的な手段と行動を取ることを決定した。
17. SDGs の実施モニタリングにあたっては、所得、ジェンダー、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置、およびその他 SDGs の実施モニタリングを支援する各国事情に関連する特性別のデータや統計の入手可能性とアクセスを向上させることが重要である。SDGs の実施から取り残される者が出ないように、非集計データの質、対象範囲、および入手可能性を向上するため、緊急に措置を講ずる必要がある。

18. 持続可能な開発目標にはそれぞれターゲットが設定されており、更に今後、成果の測定に重点を置いた指標により詳細化される。本目標は行動を中心とし、グローバルな性質を持ち、あらゆる国に例外なく適用できるものである。また、各国の異なる原状、開発能力および開発レベルに配慮し、国内政策と優先事項を尊重している。本目標は、MDGs の成果を基盤とし、MDGs の未達成事項の完了を目指すとともに、新たな課題に対応するものである。これらの目標は、持続可能な開発における世界的な優先事項の統合的かつ不可分な総体をなしている。ターゲットは、世界全体の野心的ターゲットであり、各国政府は世界的な野心のレベルを指針としつつ、国内の状況を勘案して独自の国別ターゲットを設定する。目標とターゲットは、経済、社会、環境面を統合し、あらゆる次元での持続可能な開発の達成において、これらのインターリンクエージを内包するものである。

持続可能な開発目標

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 - 目標 2. 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 - 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 - 目標 4. すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 - 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う
 - 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 - 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
 - 目標 8. 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
 - 目標 9. レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る
 - 目標 10. 各国内および各国間の不平等を是正する
 - 目標 11. 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
 - 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
 - 目標 13. 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- *国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
 - 目標 15. 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
 - 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
 - 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

持続可能な開発目標及びターゲット

提案目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
 - 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
 - 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および脆弱層に対し十分な保護を達成する。
 - 1.4 2030年までに、貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性の経済的資源に対する同等の権利、ならびに基本的サービス、オーナーシップ、および土地その他の財産、相続財産、天然資源、適切な新技術、およびマイクロファイナンスを含む金融サービスへの管理を確保する。
 - 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な立場にある人々のレジリエンスを構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的打撃や災害に対するリスク度合いや脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困撲滅のための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの多大な資源の動員を確保する。
 - 1.b 各国、地域、および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを設置し、貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援する。

提案目標 2. 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食糧を十分得られるようにする。
- 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や衰弱について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養失調を撲滅し、若年女子、妊婦・授乳婦、および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030年までに、土地その他の生産資源、投入財、知識、金融サービス、市場、および付加価値や非農業雇用の機会への平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民族、小規模な家族経営の農家、牧畜家および漁師をはじめとする、小規模食糧生産者の農業生産性および所得を倍増させる。

- 2.4 2030年までに、持続可能な食糧生産システムを確保し、生産性および生産の向上につながるレジリエントな農業を実践することにより、生態系の保全、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水その他の災害への適応能力向上、および土地と土壌の質の漸進的改良を促す。
- 2.5 2020年までに、国内、地域、および国際レベルで適正に管理および多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育動物・家畜、およびその近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づく遺伝資源および伝統的な関連知識の活用による便益へのアクセスおよび公正かつ公平な共有を確保する。
- 2.a 国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発、および植物・家畜遺伝子バンクへの投資を拡大し、開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産の強化を図る。
- 2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、あらゆる形態の農産物輸出補助金および同一の効果を伴うすべての輸出措置の並行的廃止など、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正および防止する。
- 2.c 農産物商品市場およびデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食糧備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にすることにより、食糧価格の極端な変動に歯止めをかける。

提案目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2 2030年までに、新生児および5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患（NCD）による早期死亡を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健および福祉を促進する。
- 3.5 麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育、およびリプロダクティブ・ヘルスの国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関するヘルスケアをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政保障、質の高い基礎的なヘルスケア・サービスへのアクセス、および安全で効果的、かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンのアクセス提供を

含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。

- 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および病気の件数を大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこ規制枠組条約の実施を適宜強化する。
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼしている感染性および非感染性疾患のワクチンおよび医薬品の研究開発を支援する。また、ドーハ宣言に従い安価な必須医薬品およびワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護およびすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を完全に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国において保健財政、および保健従事者の採用、能力開発・訓練、および定着を大幅に拡大させる。
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康リスクの早期警告、リスク緩和およびリスク管理のための能力を強化する。

提案目標 4. すべての人々への、包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ有効な学習成果をもたらす、自由かつ公平で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い早期幼児の開発、ケア、および就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、安価で質の高い技術教育、職業教育、および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、ディーセント・ワークおよび起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を X%増加させる。
- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 2030年までに、すべての若者および成人の少なくとも X%（男女ともに）が、読み書き能力および基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進する

ための知識とスキルを獲得するようにする。

- 4.a 子ども、障害、およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包括的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国およびその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界でX%増加させる。
- 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数をX%増加させる。

提案目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚、および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ、および社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口開発会議（ICPD）の行動計画および北京行動綱領、ならびにこれらの検討会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ、および土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する。

提案目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、有害な化学物質や物質の投棄削減と最小限の排出、未処理の下水の割合半減、およびリサイクルと安全な再利用を世界全体で X%向上させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取および供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合的な水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、廃水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力とキャパシティ・ビルディング支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

提案目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率、および先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究および技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を

促進する。

- 7.b 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

提案目標 8. 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性、およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用およびディーセント・ワーク、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020年までに、就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 最も劣悪な形態の児童就労を確実に禁止・撲滅するための効果的措置の迅速な実施、強制労働の根絶、また2025年までに少年兵の徴募や利用を含むあらゆる形態の児童就労を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030年までに、雇用創出、地元の文化・製品の販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険、および金融サービスへのアクセス拡大を促進する。
- 8.a 後発開発途上国のための拡大統合フレームワークなどを通じて、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。

- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略および国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

提案目標 9. レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る

- 9.1 質が高く信頼できる持続可能かつレジリエントな地域・越境インフラなどのインフラを開発し、すべての人々の安価なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援する。
- 9.2 包括的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用およびGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーンおよび市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。
- 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数をX%増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術的支援の強化を通じて、開発途上国における持続可能かつレジリエントなインフラ開発を促進させる。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

提案目標 10. 各国内および各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的および

び政治的な包含を促進する。

- 10.3 差別的な法律、政策、および慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 グローバルな国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7 計画に基づき良く管理された人の移動政策の実施などを通じて、秩序の取れた、安全で一定的かつ責任ある移動やモビリティを促進する。
- 10.a 世界貿易機関（WTO）の協定に従い、後発開発途上国をはじめとして、開発途上国に対する差異のある特別な待遇の原則を実施する。
- 10.b 後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国をはじめとするニーズが最も大きい国々を対象に、各国の計画やプログラムに従って、政府開発援助（ODA）および外国直接投資を含む資金フローを促進する。
- 10.c 2030年までに、移動労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。

提案目標 11. 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅および基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030年までに、包括的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包括的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産および自然遺産の保全・開発制限取り組みを強化する。
- 11.5 2030年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に重点を置き、水害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、経済成長の損失を y%改善する。
- 11.6 2030年までに、大気質、自治体などによる廃棄物管理への特別な配慮などを通じて、都

市部の一人当たり環境影響を軽減する。

- 11.7 2030年までに、女性・子ども、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部、および農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対するレジリエンスを目指す総合的政策および計画を導入・実施した都市および人間居住地の件数を x%増加させ、ポスト兵庫行動枠組に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政および技術的支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつレジリエントな建造物の整備を支援する。

提案目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 持続的な消費と生産に関する 10年枠組みプログラム（10YFP）を実施し、先進国主導の下、開発途上国の開発状況や能力を勘案し、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じて化学物質やすべての廃棄物の環境に配慮した管理を達成し、大気、水、土壌への排出を大幅に削減することにより、ヒトの健康や環境への悪影響を最小限に留める。
- 12.5 2030年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用（リユース）により廃棄物の排出量を大幅に削減する。
- 12.6 大企業や多国籍企業をはじめとする企業に対し、持続可能な慣行を導入し、定期報告に持続可能性に関する情報を盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な生産消費形態を促進する科学的・技術的能力の強化を支援する。

- 12.b 持続可能な開発が雇用創出、地元の文化・製品の販促につながる持続可能な観光業にもたらす影響のモニタリングツールを開発・導入する。
- 12.c 破壊的な消費を奨励する非効率的な化石燃料の補助金を合理化する。これは、課税の再編や該当する場合はこうした有害な補助金の段階的廃止による環境影響の明確化などを通じ、各国の状況に応じて市場の歪みを是正することにより行うことができる。また、その際は開発途上国の特別なニーズや状況を考慮し、開発への悪影響を最小限に留め、貧困層や対象コミュニティを保護するようにする。

提案目標 13. 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

- 13.1 すべての国々において、気候変動に起因する危険や自然災害に対するレジリエンスおよび適応力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減、および早期警告に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動や実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投下してグリーン気候基金を本格始動させる。
- 13.b 女性、若者、および社会的弱者コミュニティの重点化などを通じて、後発開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定や管理の能力を向上するためのメカニズムを推進する。

提案目標 14. 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する

- 14.1 2025年までに、陸上活動による海洋堆積物や富栄養化をはじめ、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。
- 14.2 2020年までに、海洋および沿岸の生態系のレジリエンス強化や回復取り組みなどを通じた持続的な管理と保護を行い、大きな悪影響を回避し、健全で生産的な海洋を実現する。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響に対処し最小限化する。
- 14.4 2020年までに、漁獲を効果的に規制して、乱獲や違法・無報告・無規制（IUU）漁業お

よび破壊的な漁業慣行を撤廃し、科学的情報に基づいた管理計画を実施することにより、実現可能な最短期間で水産資源を、少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる持続的生産量のレベルまで回復させる。

- 14.5 2020年までに、国内法および国際法に則り、入手可能な最適な科学的情報に基づいて、沿岸・海洋エリアの最低10%を保全する。
- 14.6 2020年までに、開発途上国および後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、差異のある特別な待遇が WTO 漁業補助金交渉*の不可分の要素であるべきことを認識したうえで、過剰生産や乱獲につながる漁業補助金を禁止し、IUUにつながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖、および観光の持続可能な管理などを通じた、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的利益を増加させる。
- 14.a 海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案し、科学的知識の増進、研究能力の開発、および海洋技術の移転を行い、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋の健全性の改善と、開発における海洋生物多様性の寄与向上を目指す。
- 14.b 小規模・伝統的漁業者に対する、漁場および市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 海洋および海洋資源保全・持続的利用に関する既存の地域的・国際的枠組みなど、海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）の定めに従い、締約国による国際法の完全な実施を確保する。

提案目標 15. 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地、および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復、および持続可能な利用を確保する。
- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な管理の実施を促進し、森林破壊を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で植林と森林再生を x%増加させる。
- 15.3 2020年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ、および洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を再生し、土地劣化ニュートラルな世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030年までに生物多様性を含む山地生態系の保全を確保し、持続可能な開発にとって不可欠な便益をもたらす能力を強化する。

* 現在行われている WTO 交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言を考慮

- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護および絶滅防止するための緊急かつ重要な対策を講じる。
- 15.6 遺伝資源の活用による便益を公正かつ公平に共有できるようにするとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟および違法な取引を撲滅するための緊急対策を講じ、違法な野生生物製品の需要・供給に対処する。
- 15.8 2020年までに、侵略的外来種の移入を防止し、これによる陸・海洋生態系への影響を大幅に減少させる。対策優先種の駆除または排除を行うための対策を導入する。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国家・地域の計画策定、開発プロセスおよび貧困軽減戦略、ならびに会計に組み込む。

- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる供給源からの資金の動員および大幅な増加を行う。
- 15.b あらゆるレベルにおいてあらゆる供給源から多大な資源を動員して持続可能な森林管理の資金を調達する。また、開発途上国に対して適切なインセンティブを提供し、保全や森林再生などの持続的な森林管理の向上を図る。
- 15.c 地域コミュニティの能力向上を通じた持続的な生計機会の追求などにより、保護種の密猟および違法な取引を撲滅するための取り組みに対する世界的支援を強化する。

提案目標 16. 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。
- 16.3 国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金および武器の取引を大幅に減少させ、盗難された資産の回復および返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包括的、参加型、および代表的な意思決定を確保する。

- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでのキャパシティ・ビルディングのため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規および政策を推進し、実施する。

提案目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税および徴税能力の向上に向けた国際的な支援などを通じて、開発途上国の国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、国民総所得（GNI）比 0.7%を開発途上国に、うち 0.15～0.20%を後発開発途上国に提供するという ODA コミットメントを完全実施する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済および債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入および実施する。

技術

- 17.6 科学、技術、およびイノベーションに関する北南協力、南南協力および地域的・国際的な三角協力を強化するとともにこれらへのアクセスを向上する。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、合意に基づくグローバルな技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及、および拡散を促進する。
- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクおよび科学・技術・イノベーション（STI）キャパシティ・ビルディング・メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

キャパシティ・ビルディング

- 17.9 北南協力、南南協力および三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を
しぼったキャパシティ・ビルディングの実施に対する国際的な支援を強化し、すべての
持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援する。

貿易

- 17.10 トーハ開発アジェンダにおける交渉完了などにより、WTO の下での普遍的でルールに
基づいた、差別的でない、平等な多角的貿易システムを促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発
開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 WTO の決定に従い、後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明、
簡略的かつ市場アクセスに寄与するものとなるようにするなど、すべての後発開発途上
国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間お
よびリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップのマルチステークホルダー・パ
ートナーシップによる補完を促進し、それによるナレッジ、専門知識、技術、および資
金源の動員・共有を通じて、すべての国々、特に開発途上国の持続可能な開発目標の達
成を支援する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民
社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

- 17.18 2020 年までに、後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対するキャ
パシティ・ビルディング支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障
害、地理的位置、およびその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ
信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
- 17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取
り組みを更に前進させ、開発途上国における統計に関するキャパシティ・ビルディング
を支援する。



グリーンエコノミーフォーラム

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-3-2 三信ビル 401

電話：03-3556-7323 Fax：03-3556-7328

URL：<http://geforum.net/>

発行責任者：足立治郎（グリーンエコノミーフォーラム理事）

発行：2015年3月

本レポートの作成・発行には、「環境再生保全機構地球環境基金」の助成を受けています。

※グリーンエコノミーフォーラムは、NGO・事業者・研究者・政策担当者等の多様なセクターの連携による、環境・社会問題解決に資す経済推進のためのフォーラムです。